

筑紫野市 重度障がい者医療制度が変わりました

令和3年4月から中学生の入院の上限額が変わりました

中学生の方が入院した場合の本人負担額の上限は10,000円でしたが、令和3年4月1日から3,500円に引き下げられました。

◆変更内容

中学生の本人負担額（1医療機関ごとに負担）

| 現行（令和3年3月まで） | |
|--------------|--|
| 入院 | 一般：1日あたり500円 （1月あたり最大10,000円） 低所得：1日あたり300円 （1月あたり最大6,000円） |
| 入院外 | 1月あたり500円限度 |

変更

| 改正後（令和3年4月から） | |
|---------------|---|
| 入院 | 一般：1日あたり500円 <u>（1月あたり最大3,500円）</u> 低所得：1日あたり300円 <u>（1月あたり最大2,100円）</u> |
| 入院外 | 1月あたり500円限度 |

※入院外（通院等）の本人負担額は変わりません
※低所得…「区分オ」「低所得」の限度額証を提示

◆新しい医療証は令和3年3月下旬発送済みです。

医療証がまだ届いていない場合はお問い合わせください。



◆注意事項

以下の方は重度障がい者医療の対象になりません。

- ・生活保護受給者
- ・他の自治体の重度障がい者医療受給者

今後、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになる予定ですが、その場合も重度障がい者医療証はこれまでと同様に医療機関の窓口を持参する必要があります。